

大市総第1181号
令和5年11月22日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第149号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月22日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和5年12月1日（金） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第110号議案 大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例…………… (1)
- 第111号議案 一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… (3)
- 第112号議案 大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… (1 6)
- 第113号議案 大村市税条例及び大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例…………… (1 8)
- 第114号議案 大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 (2 1)
- 第115号議案 大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… (2 2)
- 第116号議案 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (2 5)
- 第117号議案 大村市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例…………… (2 6)
- 第118号議案 大村市営住宅条例の一部を改正する条例…………… (3 2)
- 第119号議案 工事請負契約の締結について（大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築工事）…………… (3 3)
- 第120号議案 工事請負契約の締結について（よし川防潮堰躯体工事）…………… (3 4)
- 第121号議案 工事施行に関する基本協定の締結について（大村線松原駅構内28k650m付近梶ノ尾1号橋（跨線橋）架替工事）… (3 5)
- 第122号議案 令和5年度大村市一般会計補正予算（第7号）
- 第123号議案 令和5年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）
- 第124号議案 令和5年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第125号議案 令和5年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 1 1 0 号議案

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年大村市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 中 2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2 市長	大村市福祉医療費の支給に関する条例（昭和 4 8 年大村市条例第 3 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条に 2 号を加える改正規定並びに第 4 条第 1 項及び第 3 項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

個人番号の独自利用事務に福祉医療費の支給に関する事務を追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 1 1 1 号議案

一般職の職員の給与に関する条例及び市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年大村市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 2 0」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5」を加え、同条第 3 項中「、「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 6 7. 5」と、「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」に改める。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 0 0」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 4 7. 5」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0」を加える。

別表第 1 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表

ア 削除

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	

39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	

	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
	86		290,700	326,500	347,300		
	87		290,900	326,700	347,600		
	88		291,100	327,000	347,900		
	89		291,500	327,400	348,300		
	90		291,700	327,800	348,600		
	91		291,900	328,200	349,000		
	92		292,100	328,600	349,300		
	93		292,500	328,900	349,700		
	94		292,700	329,100	350,000		
	95		292,900	329,500	350,300		
	96		293,200	329,800	350,600		
	97		293,500	330,000	350,900		
	98		293,700	330,300	351,300		
	99		293,900	330,600	351,700		
	100		294,200	330,900	352,100		
	101		294,500	331,100	352,600		
	102		294,700	331,400	353,000		
	103		294,900	331,800	353,400		
	104		295,200	332,000	353,800		
	105		295,500	332,200	354,300		
	106			332,400			
	107			332,800			
	108			333,000			
	109			333,200			
	110			333,600			
	111			334,000			
	112			334,400			
	113			334,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、管理栄養士、栄養士、理学療法士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	

43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	

90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			

137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年大村市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「、「100分の165」を「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」に改める。

第4条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2ただし書中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を、「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例(次条において「改正後の市長等給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、

第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の市長等給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和5年12月1日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

国家公務員の給与に関する国の取扱状況等に鑑み、一般職の職員及び市長、副市長等の給与に関する改定を行うため、この条例案を提出するものである。

第112号議案

大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大村市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第1項中「第24条」を「次条、第24条及び第24条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第21条の規定により勤勉手当を支給される職員の例により、勤勉手当を支給する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第24条の2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第21条の規定により勤勉手当を支給される職員の例により、勤勉手当を支給する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第27条中「第24条」を「第24条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

国の非常勤職員の取扱状況に鑑み、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、この条例案を提出するものである。

第113号議案

大村市税条例及び大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を
改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正)

第2条 大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和27年大村市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例

第1条第1項中「本項及び第3条において」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

附則第4項中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大村市税条例及び大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の大村市税条例第14条及び第2条の規定による改正前の大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例第2条の規定により施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(大村市道路占用料等徴収条例の一部改正)

3 大村市道路占用料等徴収条例（昭和28年大村市条例第24号）の一部を次のよ

うに改正する。

第1条中「督促手数料及び」を削る。

第2条第3項第3号中「大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例」を「大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例」に、「第3条」を「第2条第1項」に改める。

(大村市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

- 4 大村市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和55年大村市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び」を削り、「大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例」を「大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例」に、「第3条第1項」を「第2条第1項」に改める。

(大村市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

- 5 大村市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成5年大村市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び」を削り、「大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例」を「大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例」に、「第3条第1項」を「第2条第1項」に改める。

(大村市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 6 大村市後期高齢者医療に関する条例(平成20年大村市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び」を削り、「大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例」を「大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例」に改める。

(新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正)

- 7 新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例(平成28年大村市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条第2項中「督促手数料及び」を削り、「大村市税外収入督促手数料及び延滞金に関する条例」を「大村市税外収入の督促及び延滞金に関する条例」に改め、「、同条例第2条中「100円」とあるのは「84円」と」を削り、「第3条」を「第2条第1項」に改める。

(新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正前の新大村駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例第30条の規定により施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

令和5年12月1日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

督促手数料を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第114号議案

大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大村市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和53年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「個人番号カードを使用して」を「個人番号カードで電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものを使用して、」に改め、「第42条第2項」の次に「又は第59条の3第2項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備（スマートフォン）を使用して行う方法を追加するため、この条例案を提出するものである。

第115号議案

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合にあっては、出産の日。第26条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等

割額 当該出産被保険者につき第13条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第26条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税を減額するため、この条例案を提出するものである。

第116号議案

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第117号議案

大村市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

大村市道路占用料等徴収条例（昭和28年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中	510	を	570	に、
	790		870	
	1,100		1,200	
	460		510	
	730		810	
	1,000		1,100	
	46		51	

「	450	を	490	に、
	270		300	
	910		1,000	
	380		420	
	1,900		1,800	
	910		1,000	

「	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	を
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	190
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	270
外径が1メートル以上のもの	550

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			30	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300	
	外径が1メートル以上のもの			610	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	3
					10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	810	
	その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	510	
				300	
その他のもの				1,000	

に、

「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に、

910
Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.008を 乗じて得た額
Aに0.01を乗 じて得た額
930
560
910
19
190
190
1,900
730
19
190
19
190
1,900
930
910
Aに0.033を 乗じて得た額
190
91

を

1,000
Aに0.004を 乗じて得た額
Aに0.006を 乗じて得た額
Aに0.007を 乗じて得た額
900
540
1,000
18
180
180
1,800
810
18
180
18
180
1,800
900
1,000
Aに0.031を 乗じて得た額
180
100

に、

令第7条 令第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下（当該路面下の 地下を除く。）に設けるも の		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023 を乗じて得た額
	地下（トン ネルの上の 地下を除 く。）に設 けるもの	階数が1のも の		Aに0.005 を乗じて得た額
		階数が2のも の		Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3以上 のもの		Aに0.01を 乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033 を乗じて得た額		
令第7条 令第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.016 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012 を乗じて得た額	
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.023 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012 を乗じて得た額	
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		Aに0.016 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033 を乗じて得た額	
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速自動 車国道若しくは自動車専用 道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の		Aに0.016 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて得た額	

を

令第7条 第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.012 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025 を乗じて得た額		
令第7条 第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて得た額	
令第7条 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて得た額	
令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025 を乗じて得た額	
令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.015 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて得た額	
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031 を乗じて得た額	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日
前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

道路法施行令の改正に伴い、占用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

第118号議案

大村市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市営住宅条例（平成9年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項第1号ク(イ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、
「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第119号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校1棟長寿命化改良建築工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 443,135,000円
- 4 契約の相手方 高瀬・富永特定建設工事共同企業体
代表者 大村市岩松町26番地1
高瀬建設株式会社
代表取締役 高瀬 邦彦
- 5 竣工期限 令和6年12月13日

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史

第120号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 よし川防潮堰躯体工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 179,630,000円
- 4 契約の相手方 富士興産・柿山産業特定建設工事共同企業体
代表者 大村市今富町565番地2
株式会社富士興産
代表取締役 富永 弘幸
- 5 竣工期限 令和7年6月30日

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史

第121号議案

工事施行に関する基本協定の締結について

次のとおり工事施行に関する基本協定を締結する。

- 1 工 事 名 大村線松原駅構内28k650m付近梶ノ尾1号橋（跨線橋）
架替工事
- 2 協 定 金 額 455,568,000円
- 3 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古宮 洋二
- 4 竣 工 期 限 令和9年3月31日

令和5年12月1日提出

大村市長 園 田 裕 史